

沖縄報告 2013・10・14記

民主主義否定 ますます牙をむき出した 日米両政府

草の根運動 共同代表(弁護士) 池宮城 紀夫

この日本は、戦争放棄の9条を持ちながら、どんどん危険な国へ突き進んで行く様が、ここ沖縄から、よく見えてしょうがない。たとえば、

1 日本政府の外相と米国の国務長官と国防長官による安全保障協議員会(2+2)が去る10月3日に開催され、沖縄の辺野古新基地建設などについて合意された。その合意とは、普天間基地の辺野古海岸を埋め立てて新基地を建設する計画は「唯一実現可能な案」と再確認し、何が何でも、沖縄へ押し付けることを内容としたものである。

ご承知のとおり、普天間基地を辺野古へ移設する案は、県民世論、仲井真弘多県知事、県議会、全市町村長および全市町村議会が辺野古への移設反対を明確に決議や意思表示をしてきた。主権在民の憲法の下にある日本国と、世界に民主主義を強要してきた米国であるから、沖縄の総意と言える民意を受け入れて、世界一危険な普天間基地の即時廃止と辺野古への新基地建設計画を断念することが、民主主義の国である。しかし、日本国家は、沖縄の民意を歯牙にもかけない。沖縄を植民地扱いであり、別の言葉で言うと構造的差別である。

2 日本にある米軍基地専用面積の約74パーセントが沖縄に存在し、海兵隊を中心にした米兵・軍属と家族らが基地内外で生活しているために、彼らによる犯罪や事故が多発して、沖縄人の生命と人権を侵害し続けている。

米兵が公務中に事件を起こしたら日本の裁判権には服せず、米軍が軍法会議で裁くことになっている。米軍の公務外の事件(米兵らの日本人に対する犯罪など)

だと日本の裁判で裁くことになっている。その取決めをしているのが日米地位協定である。ところが、この地位協定は、米兵軍属が基地に逃げ込めば、日本の警察は逮捕できない。公務中(米軍の仕事に従事中)の事件については、米軍法会議で裁判にかけることになっているが、実際には、裁判にかけることはほとんどないことが、最近暴露された。しかも、軍属(兵隊ではないが米軍に雇用されている米国人)は、軍法会議にかけることは米国最高裁判決によって禁じられているために、無罪放免されている。

このような、不平等な地位協定を抜本的に改定するように、沖縄県の歴代知事と県議会全市町村長、全自治体議会が再三再四決議してきたが、日米両政府は無視してきた。

今回、普天間基地を辺野古へ移設することを改めて確認した前記2+2の閣僚で、米兵の事件事故の軍法会議の結果や懲罰結果などを沖縄人の被害者等へ情報開示することを合意した。その合意は、地位協定の大きな運用改善だと、日米政府は自画自賛している。

しかし、加害者がどのような裁判を受け処罰されたか、日本の社会では常に報道されており、当たり前のことである。被害者や国民にとって当たりの事を、さも地位協定の運用改善だと言っても、沖縄人をだませるものではない。

3 「集団自衛権の行使容認」、「特別秘密保護法の制定」、「原発運転再開」、「超過勤務制限撤廃—労働条件特区の制定」、「派遣労働の改悪」、「最低賃金制度の撤廃策動」などなど、安倍政権が絶対多数を武器に、日本を徹底的に変えて行く策動をどう阻止するか、喫緊の課題である。